

一般社団法人日本パラバレーボール協会
危機管理マニュアル

第1 自然災害

1 災害の発生に備えて

- ・大会や合宿を開催する場合、当該大会や合宿に使用する施設の消火器、消火栓、火災報知器の有無及び設置場所等をあらかじめ確認する。
- ・災害が発生した場合の避難経路や避難場所をあらかじめ確認する。
- ・大会や合宿において施設を利用する場合、当該施設の廊下や出入り口、階段等に避難の妨げとなるようなものを置かないようにする（特に車椅子であっても十分に通行できるほどのスペースを確保する）。

2 地震や津波

(1) 地震が発生した場合

- ・壁や柱の近くに身を寄せる。
- ・落下物、転倒物から、頭部を守る。
- ・ドアを開けて非常脱出口を確保する。
- ・すぐには外に飛び出さない。
- ・エレベーターの中にいた場合、全ての階のボタンを押し、停止した階で降りる。閉じ込められた場合非常ボタンを押して救助を待つ。
- ・自動車を運転中に地震が発生した場合、道路の左側に寄せてエンジンを切る。

(2) 津波が発生した場合

- ・津波が発生したときは、迅速に高台に避難する。
- ・第2波、第3波の恐れがあるので、しばらく高台にとどまりすぐには元の場所には戻らない。

(3) 報告

- ・震度5弱以上の地震が発生した場合及び津波警報が発令された場合（3 m以上の津波が発生した場合）、副会長、代表監督、代表コーチ（以下、各代表者という。）は以下の各事項について事務局（連絡先：03-6806-0468）に報告をしなければならない。
- ・各代表者は地震や津波等の災害が発生した場合には、以下の手順に従って、被害及び避難の状況を協会会長に対して報告する。
- ・各代表者は、地震や津波等の災害が発生した場合には、強化指定選手の各被害及び避難の状況を聴取し、事務局に対して報告する。
- ・上記報告を受けた事務局員は、報告を受けた者の状況等を調査し、随時会員の安否を確認し代表理事に報告する。

① 災害発生時

- ・地震が発生した場合、火器、危険薬品等の使用を中止し、直ちに安全な措置を講じ、安全な場所に避難する。
- ・上記安全策を講じた後、電話、口頭、電子メール等により被害の有無、日時・場所、原因、程度その他報告をするべき事項を事務局に対して報告する。
- ・また、会員は、災害発生後の居所、避難所等の所在地を各代表者に対して報告する。

② 中間報告

- ・災害発生時の報告以降に新たな被害が発生した場合、当該新たな被害に関する事項を①の場合に準じて報告する。
- ・また、災害発生時の報告以降に所在地が変更された場合には、当該新たな所在地を各代表者に対して報告する。

(4) 情報収集

- ・各代表者は、震度5弱以上の地震が発生した場合及び津波警報が発令された場合（3 m以上の津波が発生した場合）、当該地震及び津波の情報を収集し、当該情報を各会員に伝達する。

(5) 大会や合宿中に地震や津波が発生した場合の対応

- ・直ちに大会や合宿を中止して身の安全を確保する。
- ・大会本部、協会関係者は、予め定められた避難場所に会員を誘導する。
- ・大会参加者は車椅子使用者や重い障がいの選手の避難を補助する。
- ・大会本部、協会関係者は、その場にいる会員に対して、他の会員の避難を補助するよう指示するなどして、その場の会員が円滑に避難することができるよう臨機応変に対応する。

3 火災

(1) 大会や合宿中に火災が発生した場合

- ・火災や煙を発見した場合、直ちに火災が発生した事実を周囲の人に伝え、最寄りの火災報知ベルを押す。
- ・火災や煙を発見した場合は、直ちに大会本部、協会関係者に対して、当該火災の発生した場所、規模、状況等を報告するとともに、直ちに消防に対して通報する。
- ・火災を発見した場合は、自ら初期消火をし、又は第三者に初期消火をするよう指示をする。

(2) 避難する際の注意事項

- ・姿勢を低くして、濡れたハンカチやタオルを口や鼻に当てて、煙を吸わないようにする。
- ・館内放送が使用できる場合、大会本部、協会関係者は、当該放送によって避難を促し、会員はその指示に従って直ちに避難する。但し、館内放送を行うことによって当該放送者に身の危険が発生する場合にはこの限りではない。
- ・大会本部、協会関係者は上記避難を行う際、会員に対しても避難を促すと共に、重い障がいを抱えている会員の避難を補助する。
- ・緊急停止する可能性があることから、エレベーターは使用しない。

4 台風、ゲリラ豪雨等の災害

(1) 事前準備

- ・急激な気象状況の変化に対し、大会又は合宿参加者の安全を確保するために開催前に以下の準備をする。
 - ア 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定。
 - イ 急激な気象変化を予見するための情報入手方法の決定。
 - ウ 中止・順延・中断・再開・代替案の採用、その他を判断する責任者と判断手順の決定。
- ・大会が中止・順延・中断・再開・代替案の採用がなされた場合、当該決定を直ちに会員に対して告知する。

(2) 大会又は合宿の開催前に気象警報等（注意報を含む）が発令された場合

- ・気象警報等（競技種目によっては注意報を含む）が発令された場合は、大会本部、協会関係者は、原則として、大会又は合宿を中止・中断し、関係者へ今後の対応について迅速に連絡をする。
- ・大会又は合宿が中止・順延・中断・再開・代替案の採用がなされた場合、大会本部、協会関係者は、当該決定を直ちに会員に対して告知する
- ・大会本部、協会関係者は、各種メディアを通じて気象情報を随時確認する。
- ・気象警報等（注意報を含む）が解除された場合は、関係者を速やかに集合させ、準備が整い次第、大会又は合宿を開始・再開することができる。その場合、大会又は合宿の終了時刻に配慮する。

第2 事故

1 スポーツ団体の活動に起因する重大な事故

- ・安全のための研修を行う。
- ・事故が発生し、会員が負傷した場合、周囲の会員は当該会員の応急処置を行い、必要があれば消防への連絡及びA E Dの準備を行うか第三者に指示するなど、然るべき対処をする。
- ・事故が発生した場合、その場に居合わせた会員は、当該事故の発生及び具体的内容等を事務局に対して報告する。
- ・事故が発生した場合、事務局員は、当該事故の発生場所、具体的内容、日時、原因、会員からの報告内容等その他事故に関する一切の情報を記録し保存する。
- ・事故による負傷者が存在する場合、事務局員は、当該事故の発生及び内容を、当該負傷者の保護者等に対して速やかに連絡する。
- ・大会や合宿の運営に際して本協会が選手の輸送を行う場合、輸送に関して事故が発生しないように注意をする。

2 爆発、建物倒壊等の重大な事故

- ・直ちに大会や合宿を中止して身の安全を確保する。
- ・壁や柱の近くに身を寄せる。
- ・落下物、転倒物から頭部を守る。
- ・ドアを開けて非常脱出口を確保する。
- ・急いで外に飛び出さない。
- ・緊急停止する可能性があることから、エレベーターを使用しない。
- ・エレベーターの中にいる場合、全ての階のボタンを押し、停止した階で降りる。閉じ込められた場合非常ボタンを押して救助を待つ。
- ・姿勢を低くして、濡れたハンカチやタオルを口や鼻に当てて、煙や粉塵を吸わないように留意する。
- ・大会本部、協会関係者は、予め定められた避難場所に会員を誘導する。
- ・車椅子に乗っている会員等がいる場合、会員は当該会員の避難を補助する。
- ・大会本部、協会関係者は、その場にいる会員に対して、他の会員の避難を補助するよう指示するなどして、その場の会員が円滑に避難することができるよう臨機応変に対応する。
- ・当該重大な事故により火災が発生した場合、会員は火災が発生した場合のマニュアルに従って迅速かつ適切に行動する。

第3 インフルエンザ等の感染症

1 インフルエンザの発生

- ・発熱等があり医者にかかった結果、新型インフルエンザと判明した場合は、速やかに事務局に連絡する。連絡後、事務局員又は代表理事の指示に従い大会の中止・延期等を検討する。その他の新たな感染症についても同様である。
- ・初動対応については、次のような取組により感染拡大を防ぐように努めるものとする。
- ・発熱や嘔吐があった場合にはマスクを着用させ、他の会員と接触しないように空き部屋等で休ませる。
- ・体温計による体温測定を行う。また、他の会員の症状や健康状態を確認する。
- ・自分で帰宅することができる状態ならば、未成年者の場合は保護者に連絡の上帰宅させる。
- ・病院に受診した結果を連絡してもらう。
- ・吐物等の拭き取り、汚染された衣類等の片づけの際には、ビニール手袋やマスク、飛沫防止用メガネ等を用いて、直接の接触を防ぐ。
- ・吐物等の拭き取りに使用したペーパータオル等や汚染された衣類等は、衛生的に廃棄するか、捨てられないものは塩素系漂白剤又は熱湯でつけ置き洗う。
- ・吐物のあった床等は、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度約 200ppm：市販の塩素系漂白剤の塩素濃度は5～6%なので 250 倍に希釈）で浸すように拭き取る（塩素ガスの発生に注意）。吐物等処理した場合は、必ず十分な手洗いとうがいをを行う。

2 新興感染症（COVID-19など）と判明した場合

- ・新興感染症と診断された場合、当該会員は、直ちに、事務局又は代表理事に連絡する。
- ・事務局又は代表理事は、感染した会員に対して、感染から1週間以内の行動経過を聞き取る。
- ・会員は、当該感染が発覚した時から5日間、自宅において安静にし、その間極力外出を避けるように留意する。
- ・事務局又は代表理事は、会員の中に感染者が出たことを周知し、極力人との接触を避けるように要請する。

3 その他体調不良が生じた場合

- ・体調がすぐれない場合、同居している家族等が何らかの感染症に罹患していると疑われる場合には、自主的に大会や合宿への参加を見合わせるようにする。
- ・また、上記の場合において大会又は合宿に参加する場合には、必ずマスクを着用したうえで参加をするようにし、手洗いうがいやアルコール消毒を実施するよう心がける。

第4 犯罪

1 不審物の発見

- ・不審物には一切触れない。
- ・警察等に連絡し、全ての人が安全な位置まで離れて待機する。ウィルス・細菌、化学物質が疑われる場合は、警察に調査を依頼する。
- ・中身が飛散する恐れがある場合には、危険の及ばない範囲で、ビニールで覆いをする等の対応を施す。
- ・核、ウィルス・細菌等、被爆若しくは感染する疑いのある物を発見した場合は、部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入ることができないようにし、その場所又は部屋にいた人全てのリストを作成

する。

- ・汚染された恐れのある人は速やかにシャワーと石鹸で洗い流し、うがいを行う。脱いだ衣服はビニール袋等で密閉する。

- ・汚染の恐れのある場合は、付近の空調、扇風機等を停止する。

- ・迅速に医療機関に駆け込む必要はなく、ウィルス・細菌の場合は潜伏期間があるので直ちに自覚症状が起こることはまずないが、何らかの自覚症状があれば医療機関を受診する。

2 スポーツ団体の法令違反、役職員による背任、横領等の不祥事

ア 初期対応

①状況把握

- ・役職員及び会員の法令違反行為等が発覚した場合、コンプライアンス委員会は、当該役職員及び会員から、事案の発生又は発覚日、事案の経過等の経緯について聴取し、事案の内容、発生した経緯、被害状況、問題の所在等の状況を把握する。併せて、関係部署へ速やかに報告する。

- ・犯罪性が高いと考えられる場合は、必要に応じて警察へ連絡する。

②被害者への連絡

- ・当該法令違反行為による被害者が存在する場合、コンプライアンス委員会は、当該被害者に対して、役職員及び会員からの聴取内容及び現時点における本協会の対応方針等現在の状況を連絡する。

イ 事案への対処等

- ・コンプライアンス委員会、当該法令違反行為に関する一切の事実関係を考慮し、今後の対処方針を検討する。

ウ 危機への対応

- ・事案の状況を踏まえ、必要に応じて調査委員会を設置し、発生原因や問題点を調査・究明するとともに、再発防止のための改善策をとりまとめる。

- ・担当部署及び法令違反を行った役職員及び会員は、当該法令違反行為に対して謝罪を行う。また、必要に応じ被害者に対する説明会を開催し、状況の報告等を行う。

- ・事案の発生について、必要に応じ HP やメディアにより公表する。報道機関との連絡調整はコンプライアンス委員会又は当該事件の危機対策本部が行い、取材要請等がある場合には、必要に応じて記者会見を行う。

- ・報道機関等外部からの問い合わせへの対応は、事案に応じコンプライアンス委員会が行う。

エ 事後対策

- ・役職員及び会員に対し、事件の経過を記した文書の配布や掲示板等により、法令違反の再発防止に関する注意喚起を図る。

- ・必要に応じ、ホームページ等において再発防止のための対応策を公表し、社会における信頼回復を図る。

第5 スポーツのインテグリティを棄損する事態

1 暴力・暴言・体罰・いじめ

(1) 調査

- ・暴力・暴言・体罰・いじめ等の不祥事が発生した場合、コンプライアンス委員会は、迅速に事実関係を把握するため、不祥事を起こした本人や関係者から事実関係を聴取する。
- ・事案の重大性等に鑑み、対策本部を設置する。
- ・当該事情聴取は、当該不祥事の処分の有無及び内容を判断するに際し重要な資料となることから、必ず記録化する。
- ・聴取した内容の正確性を確保するため、発言者に対して聴取した内容の確認を求める。
- ・事案の重大性や本協会が調査を行うことの適切性等に鑑み、必要に応じて、事実関係の調査を弁護士その他の有識者に対して委託する。

(2) 関係者への説明

- ・被害者の親族その他当該不祥事の発生を告知すべき者に対して、発生した不祥事の発生及び内容等を説明する。
- ・本協会が第三者から助成金等を受けている場合、必要に応じて当該第三者に対して不祥事の発生及び内容を説明する。

(3) 弁明の機会の付与

- ・コンプライアンス委員会又は対策本部は、不祥事を起こした本人に対して、処分の対象となる具体的な事実を告知し、当該本人の弁明の機会を与える。なお、当該本人が十分な弁明を行うことができるよう、コンプライアンス委員会又は対策本部は、弁明の機会を与えるに先立ち、予め当該本人に対して処分の対象となる事実の告知を行わなければならない。
- ・コンプライアンス委員会又は対策本部は、調査した事実関係及び本人の弁明の内容等を考慮して、本人に対する処分の有無及び内容を決定する。なお、本人に対する処分の有無及び内容は、当協会処分規程を参考に決定するものとする。
- ・不祥事を起こした本人に対して一定の処分を行う場合、当該本人に対して処分の内容及びその理由を説明しなければならない。
- ・一定の処分を受けた者は、当該処分の内容に不服がある場合、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐことができる。
- ・本協会は、処分を受けた者から処分内容の不服申し立てを受けた場合、弁護士その他当該処分を公正・中立に判断することができる者に対して、当該処分の合理性・適切性等に関する判断を求めなければならない。

(4) 再発防止策の実施

- ・コンプライアンス委員会又は対策本部は、発生した不祥事の内容や結果等を記録し、同様の事態が発生しないよう再発防止策を検討する。また、検討した内容は、理事及び監事に対して報告しなければならない。

2 パワハラ・セクハラ

(1) 定義

ア セクシャルハラスメント

セクシャルハラスメントとは、性的な言動であって、当該言動に対する選手や職員等の対応によって当該選手や職員等が競技・職務等の活動をする上での一定の不利益を与え（対価型）、又は、その競技環境や職務環境等を悪化させる（環境型）行為をいう。

なお、セクシャルハラスメントには、異性のみならず、同性に対する行為も含む。

また、ここにいう「性的な言動」には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等が含まれる。

（対価型セクシャルハラスメントの例）

・指導者が選手に対して性的な関係を要求したが、選手がそれを拒否したため、その選手を試合に出場させないように働きかけた。

（環境型セクシャルハラスメントの例）

・指導者が選手の腰、胸などにたびたび触ったため、選手が苦痛に感じてその競技意欲が低下した。

イ パワーハラスメント

パワーハラスメントとは、同じ組織（スポーツ団体、チーム等）で競技活動等をする者に対して、職務上の地位や人間関係などの組織内の優位性を背景に、指導の適切な範囲を超えて、精神的・身体的な苦痛を与える、又はその競技環境等を悪化させる行為をいう。なお、パワーハラスメントには、指導者から選手に対するもののみならず、先輩・後輩間、チームメイト間におけるそれも含まれる。

（パワーハラスメントの例）

・身体的な攻撃、精神的な攻撃（強迫、名誉棄損、侮辱、暴言等）、人間関係からの切り離し（隔離、仲間外し、無視）、過大な要求（明らかに不要な行為、遂行不可能な行為の強要）、過小な要求（合理性なく、個人の能力に著しく低い練習しか命じない）、個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）。

（2）調査

・パワハラ・セクハラ等の不祥事が発生した場合、コンプライアンス委員会は、迅速に事実関係を把握するため、不祥事を起こした本人や関係者から事実関係を聴取する。

・事案の重大性等に鑑み、対策本部を設置する。

・当該事情聴取は、当該不祥事の処分の有無及び内容を判断するに際し重要な資料となることから、必ず記録化する。

・聴取した内容の正確性を確保するため、発言者に対して聴取した内容の確認を求める。

・事案の重大性や本協会が調査を行うことの適切性等に鑑み、必要に応じて、事実関係の調査を弁護士その他の有識者に対して委託する。

・被害者が女性である等不祥事の事実関係上、調査に際して被害者に対して一定の配慮を行う必要がある場合には、女性が調査を行うなど適切な配慮を行うよう心がける。

（3）関係者への説明

・被害者の親族その他当該不祥事の発生を告知すべき者に対して、発生した不祥事の発生及び内容等を説明する。

・本協会が第三者から助成金等を受けている場合、必要に応じて当該第三者に対して不祥事の発生及び内容を説明する。

(4) 弁明の機会の付与

- ・コンプライアンス委員会又は対策本部は、不祥事を起こした本人に対して、処分の対象となる具体的な事実を告知し、当該本人の弁明の機会を与える。なお、当該本人が十分な弁明を行うことができるよう、コンプライアンス委員会又は対策本部は、弁明の機会を与えるに先立ち、予め当該本人に対して処分の対象となる事実の告知を行わなければならない。
- ・コンプライアンス委員会又は対策本部は、調査した事実関係及び本人の弁明の内容等を考慮して、本人に対する処分の有無及び内容を決定する。なお、本人に対する処分の有無及び内容は、当協会処分規程を参考に決定するものとする。
- ・不祥事を起こした本人に対して一定の処分を行う場合、当該本人に対して処分の内容及びその理由を説明しなければならない。
- ・一定の処分を受けた者は、当該処分の内容に不服がある場合、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐことができる。
- ・本協会は、処分を受けた者から処分内容の不服申し立てを受けた場合、弁護士その他当該処分を公正・中立に判断することができる者に対して、当該処分の合理性・適切性等に関する判断を求めなければならない。

(5) 再発防止策の実施

- ・コンプライアンス委員会又は対策本部は、発生した不祥事の内容や結果等を記録し、同様の事態が発生しないよう再発防止策を検討する。また、検討した内容は、理事及び監事に対して報告しなければならない。

3 ヘイトスピーチ・侮辱等

(1) 事前の対策

- ・国際大会においては、政治的表現あるいは政治的表現と受け取られる表現や出身国・人種を差別する言動によって、国際競技団体や国際大会の主催者等からスポーツ団体自体が制裁を受ける可能性もある。したがって、コンプライアンス委員会は、本協会に所属する選手や職員等に対して、予め上記ヘイトスピーチ・侮辱等を行わないよう注意喚起を行う。

(2) 調査

- ・ヘイトスピーチ等に関しては、本協会に所属する選手等がかかる行為を行う場合のみならず、本協会に所属する選手がヘイトスピーチ等の被害者になる場合もあることから、事実関係の調査にあたっては、まず、本協会に所属する選手等が加害者であるのか被害者であるのかを特定する。
- ・ヘイトスピーチ等の不祥事が発生した場合、コンプライアンス委員会は、迅速に事実関係を把握するため、不祥事を起こした本人や関係者から事実関係を聴取する。
- ・事案の重大性等に鑑み、対策本部を設置する。
- ・当該事情聴取は、当該不祥事の処分の有無及び内容を判断するに際し重要な資料となることから、必ず記録化する。
- ・聴取した内容の正確性を確保するため、発言者に対して聴取した内容の確認を求める。
- ・事案の重大性や本協会が調査を行うことの適切性等に鑑み、必要に応じて、事実関係の調査を弁護士その他の有識者に対して委託する。
- ・他の団体が開催する大会において、本協会のチーム等をサポートする観客がヘイトスピーチ等を行っ

た場合、大会によっては、当該大会の倫理規定や大会参加規程において、当該ヘイトスピーチを行った観客がサポートするチームや当該チームが所属するスポーツ団体に対して制裁を科することができる旨を規定していることがあるため注意する。

(3) 関係者への説明

- ・被害者の親族その他当該不祥事の発生を告知すべき者に対して、発生した不祥事の発生及び内容等を説明する。
- ・本協会が第三者から助成金等を受けている場合、必要に応じて当該第三者に対して不祥事の発生及び内容を説明する。

(4) 弁明の機会の付与

- ・本協会に所属する選手等がヘイトスピーチ等を行った場合、コンプライアンス委員会又は対策本部は、不祥事を起こした本人に対して、処分の対象となる具体的な事実を告知し、当該本人の弁明の機会を与える。なお、当該本人が十分な弁明を行うことができるよう、
- ・コンプライアンス委員会又は対策本部は、弁明の機会を与えるに先立ち、予め当該本人に対して処分の対象となる事実の告知を行わなければならない。
- ・コンプライアンス委員会又は対策本部は、調査した事実関係及び本人の弁明の内容等を考慮して、本人に対する処分の有無及び内容を決定する。なお、本人に対する処分の有無及び内容は、当協会処分規程を参考に決定するものとする。
- ・不祥事を起こした本人に対して一定の処分を行う場合、当該本人に対して処分の内容及びその理由を説明しなければならない。
- ・一定の処分を受けた者は、当該処分の内容に不服がある場合、厚生・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐことができる。
- ・本協会は、処分を受けた者から処分内容の不服申し立てを受けた場合、弁護士その他当該処分を公正・中立に判断することができる者に対して、当該処分の合理性・適切性等に関する判断を求めなければならない。

(5) 再発防止策の実施

- ・コンプライアンス委員会又は対策本部は、発生した不祥事の内容や結果等を記録し、同様の事態が発生しないよう再発防止策を検討する。また、検討した内容は、理事及び監事に対して報告しなければならない。

4 アンチ・ドーピング

(1) 調査

- ・選手が医師からかぜ薬を処方されたところ、そのかぜ薬に禁止物質が含まれていたために、その後実施されたドーピング検査で陽性となった等、本人が意図せず禁止物質を摂取するという場合もあることから、事実関係の調査にあたっては、本人が意図的に当該禁止物質を摂取したのかに関して慎重に事実関係を聴取する。
- ・ドーピング検査を受ける対象であるにもかかわらず、禁止物質を含有する医薬品を摂取するなどの不祥事が発生した場合、迅速に事実関係を把握するため、不祥事を起こした本人や関係者から事実関係を聴取する。
- ・事案の重大性等に鑑み、対策本部を設置する。

・当該事情聴取は、当該不祥事の処分の有無及び内容を判断するに際し重要な資料となることから、必ず記録化する。

・聴取した内容の正確性を確保するため、発言者に対して聴取した内容の確認を求める。

・事案の重大性や本協会が調査を行うことの適切性等に鑑み、必要に応じて、事実関係の調査を弁護士その他の有識者に対して委託する。

(2) 関係者への説明

・大会運営者その他当該不祥事の発生を告知すべき者に対して、発生した不祥事の発生及び内容等を説明する。

・本協会が第三者から助成金等を受けている場合、必要に応じて当該第三者に対して不祥事の発生及び内容を説明する。

(3) 弁明の機会の付与

・対策本部は、不祥事を起こした本人に対して、処分の対象となる具体的な事実を告知し、当該本人の弁明の機会を与える。なお、当該本人が十分な弁明を行うことができるよう、対策本部は、弁明の機会を与えるに先立ち、予め当該本人に対して処分の対象となる事実の告知を行わなければならない。

・対策本部は、調査した事実関係及び本人の弁明の内容等を考慮して、本人に対する処分の有無及び内容を決定する。なお、本人に対する処分の有無及び内容は、当協会処分規程を参考に決定するものとする。

・不祥事を起こした本人に対して一定の処分を行う場合、当該本人に対して処分の内容及びその理由を説明しなければならない。

・一定の処分を受けた者は、当該処分の内容に不服がある場合、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐことができる。

・本協会は、処分を受けた者から処分内容の不服申し立てを受けた場合、弁護士その他当該処分を公正・中立に判断することができる者に対して、当該処分の合理性・適切性等に関する判断を求めなければならない。

(4) 再発防止策の実施

・対策本部は、発生した不祥事の内容や結果等を記録し、同様の事態が発生しないよう再発防止策を検討する。また、検討した内容は、理事及び監事に対して報告しなければならない。

・アンチドーピングに関する知見は随時更新されていることから、日本アンチドーピング機構や世界アンチドーピング機構が提供する最新の情報を随時収集し、選手等に対して共有するよう心がける。

5 八百長

(1) 行為の種類

・八百長行為は、①賭博の結果を左右するために協議結果を不当に歪めるものや、②本来競技結果によって得られる経済的利益を維持し、分配するために行われるもの、③経済的な理由に限られず、敗退行為が行われるもの等がある。

・選手、指導者、審判員その他の協議結果に直接または間接に影響を与える地位にある者による八百長行為は、当該競技のインテグリティを著しく低下させる行為に該当することから、かかる行為が疑われる場合には、より一層慎重に事実関係等を調査し、厳格に対処する。

（２）調査

- ・八百長等の不祥事が発生した場合、コンプライアンス委員会は、迅速に事実関係を把握するため、不祥事を起こした本人や関係者から事実関係を聴取する。
- ・事案の重大性等に鑑み、対策本部を設置する。
- ・当該事情聴取は、当該不祥事の処分の有無及び内容を判断するに際し重要な資料となることから、必ず記録化する。
- ・聴取した内容の正確性を確保するため、発言者に対して聴取した内容の確認を求める。
- ・事案の重大性や本協会が調査を行うことの適切性等に鑑み、必要に応じて、事実関係の調査を弁護士その他の有識者に対して委託する。
- ・敗退行為の調査は、個別の試合ごとの個々の行為に着目するのみならず、一定の期間内で開催された試合における行為等を調査するなど統計学的な視点で調査を行うよう心がける。

（２）関係者への説明

- ・不祥事を行った親族等当該不祥事の発生を告知すべき者に対して、発生した不祥事の発生及び内容等を説明する。
- ・本協会が第三者から助成金等を受けている場合、必要に応じて当該第三者に対して不祥事の発生及び内容を説明する。

（３）弁明の機会の付与

- ・コンプライアンス委員会又は対策本部は、不祥事を起こした本人に対して、処分の対象となる具体的な事実を告知し、当該本人の弁明の機会を与える。なお、当該本人が十分な弁明を行うことができるよう、コンプライアンス委員会又は対策本部は、弁明の機会を与えるに先立ち、予め当該本人に対して処分の対象となる事実の告知を行わなければならない。
- ・コンプライアンス委員会又は対策本部は、調査した事実関係及び本人の弁明の内容等を考慮して、本人に対する処分の有無及び内容を決定する。なお、本人に対する処分の有無及び内容は、当協会処分規程を参考に決定するものとする。
- ・不祥事を起こした本人に対して一定の処分を行う場合、当該本人に対して処分の内容及びその理由を説明しなければならない。
- ・一定の処分を受けた者は、当該処分の内容に不服がある場合、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐことができる。
- ・本協会は、処分を受けた者から処分内容の不服申し立てを受けた場合、弁護士その他当該処分を公正・中立に判断することができる者に対して、当該処分の合理性・適切性等に関する判断を求めなければならない。

（４）再発防止策の実施

- ・コンプライアンス委員会又は対策本部は、発生した不祥事の内容や結果等を記録し、同様の事態が発生しないよう再発防止策を検討する。また、検討した内容は、理事及び監事に対して報告しなければならない。

第6 個人情報の流出

1 個人情報が流出した場合の対応

個人情報が流出した場合、別途定める個人情報保護規程に従って対応する。

2 個人情報が流出した場合の対応の原則

① 発見・報告

- ・情報漏えいに関する兆候や具体的な事実を確認した場合は、事務局又はコンプライアンス委員会に報告し速やかに情報漏えい対応のための体制をとる。
- ・不正アクセスや不正プログラムなど情報システムからの情報漏えいの可能性がある場合は、不用意な操作をせず、システム上に残された証拠が消えないようにする。
- ・外部から通報があった場合は、相手の氏名・連絡先等を必ず控えるようにする。

② 初動対応

- ・対策本部を設置し当面の対応方針を決定し、情報漏えいによる被害の拡大、二次被害の防止のために必要な応急処置を行う。
- ・情報が外部からアクセスできる状態や、被害が広がる可能性がある場合には、情報の隔離、ネットワークの遮断、サービスの停止などの外部からのアクセスを遮断する措置をとる。

③ 調査

- ・適切な対応についての判断を行うために5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうしたのか）の観点で調査し情報を整理する。また、事実関係を裏付ける情報や証拠を確保する。

④ 通知・報告・公表等

- ・対策本部は、漏洩した個人情報の本人、取引先 などへの通知、監督官庁、警察、IPA などへの届出、ホームページ、マスコミ等による公表を検討する。
- ・漏洩した個人情報の本人については特別な理由がない限り通知を行う。
- ・紛失・盗難のほか不正アクセス、内部犯行、脅迫等不正な金銭の要求など犯罪性がある場合は警察へ届出る。
- ・すべての関係者への個別通知が困難な場合や、広く一般に漏えい情報による影響が及ぶと考えられる場合などは、ホームページでの情報公開や記者発表による公表を行う。ただし、情報の公表が被害の拡大を招く恐れがある時は、公表の時期、対象などを考慮する。

⑤ 抑制措置と復旧

- ・情報漏洩によって発生した被害の拡大の防止と復旧のための措置を行う。
- ・被害の規模が大きい場合には、専用の相談窓口を設置し、被害が発生した場合にはその動向を素早く察知し対応するようにする。また、再発防止に向けた具体的な取り組みを行い、停止したサービス、アカウント等を復旧する。

⑥ 事後対応

- ・抜本的な再発防止策を検討し実施する。
- ・対策本部は、調査報告書を理事及び監事に提示した上で事件の概要及び再発防止策等について報告を行う。
- ・理事及び監事は、被害者に対する損害の補償等について検討し、必要な措置を行う。また、内部職員の責任を追及する必要がある場合には、必要な処分手続きを行う。

第7 海外遠征

1 滞在場所での安全対策

(1) 事前の確認

・各関係者は、海外遠征に際して、あらかじめ滞在国の政治・経済情勢、治安情勢、宗教、文化、習慣、対日感情等（以下「滞在国の情勢等」という。）を事前に調査し、これを出国する選手及びスタッフ（これらの者を併せて「選手等」という。）に対して事前に告知しておかなければならない。また、選手等においても、可能な限り自ら滞在国の情勢等を調査し、自らの安全を確保するよう努力しなければならない。

・各関係者は、滞在国の情勢等に鑑み、選手等の安全を確保することを重視して、ホテルや住居等の滞在場所を決定しなければならない。

・滞在国の情勢等として調査すべき事項の例は以下のとおりとするが、これに限られない。

① 滞在国における脅威の対象

一般犯罪については各犯罪に共通する教訓・注意事項、テロ・ゲリラの脅威がある場合には、それら過激派グループの性質・活動状況など。

② 最近発生している治安関連事件の概要と教訓。

③ 日本人や日本企業、外国人などに対する事件例・教訓。

④ 治安機構や消防、医療機関などの能力・信頼性。

⑤ 鳥インフルエンザやコロナウイルスなどの感染症の発生状況。

⑥ 外国人にとって危険であると考えられる都市部及び郊外の特定地域、事件がよく発生する時間帯。

⑦ 公共交通機関を使用する時や、車を運転する時の注意点。

⑧ 公共の場での飲酒など滞在国の法律、文化、習慣、宗教などに照らし、禁止あるいは避けるべき事項の有無・内容。

⑨ その他、安全対策を講じる上でその国で特に注意すべき事項。

・各関係者は、ホテル等の滞在場所及び大会会場付近の警察署及び病院の場所やこれらの移動ルートを把握し、選手等に告知しなければならない。

・各関係者は、海外遠征に際して、選手等に帯同する者の連絡先を把握した上で、その連絡先を選手等に対してあらかじめ告知し（電話番号のみならずメールアドレス等も告知し、可能な限り複数の連絡手段を告知する。）、選手等が事故等の緊急事態に遭遇した場合に、直ちに連絡が取れるようにしておかなければならない。

・各関係者は、選手等に対して、事件や事故に巻き込まれた際の緊急の連絡先（大使館・総領事館、警察、消防署、病院等の連絡先を含む）をあらかじめ告知しておかなければならない。

・各関係者は、選手等の中から、緊急事態発生時の担当責任者を定めるものとし、特段の事情がない限り、担当責任者は選手等に帯同する監督とする。

・選手等は、緊急事態が発生した場合に、直ちに適切な機関に連絡をすることができるよう、当該連絡先が記載又は記録されたメモ、スマートフォン等の電子機器等を携帯するよう心がける。

2 生活面の安全対策

(1) 到着後

・選手やスタッフ等は、ホテル等の滞在場所に到着した後、可能な限り周辺の環境や道路状況等を確認し

たうえ、緊急時に備え、警察、病院等の施設の位置等を確認するよう努力する。

- ・日常の行動は、現地の習慣や価値観に配慮して行うようにし、現地の人々の反感を買うような行動は慎むよう注意する。

(2) 訪問者に対する注意

- ・訪問者があってもすぐには扉を開けず、のぞき窓やインターフォンで訪問者の身元を確認するよう注意する。また、身元を確認した後も、扉を開ける際には安全チェーンをかけたまま開けるなど、身の安全を確保するよう心がける。

- ・予期せぬ品物が届けられた時は、その品物を扉の外に置くように言い、送り状への受け取りサインは扉の下からやり取りし、配達人が立ち去ってから周囲の様子を確かめ、扉を開けるようにする。

- ・物売りや電話、水道、電気、ガスなどの工事人と名乗る者の訪問があった場合には、不用意に自室に入らず、ドア越しに用件や名前、連絡先等を聞いたうえ、滞在先のホテルに問い合わせるなど、細心の注意を払って対応をするよう心がける。

(3) チームの協力、チームの注意

- ・チームの日程、習慣、その他チームの行動についての計画を、むやみに関係者以外の人物に話さないように心がける。

- ・選手やスタッフ等は、極力単独で行動をせず、また、単独で行動する場合であっても、自己の行き先を他の選手やスタッフ等に伝えるように意識する。このように、各選手及びスタッフがそれぞれの行動、居場所を把握し、緊急事態が発生した時に、お互いが直ちに連絡を取り合えるようにしておく。

- ・スタッフ等は、外出先で選手等が事件や災害等に巻き込まれた場合に備え、選手が抱える病気の症状等に鑑み、必要に応じて選手の外出に帯同しなければならない。

(4) 外出時の注意

- ・外出する時は、戸締り、施錠漏れ、火の不始末がないか今一度確認した上で覗き窓等から周囲の状況、安全を確認してから出かけるよう習慣付ける。帰宅時も外出時と同様に、住居の周囲に不審者いないか良く確認し、安全を確かめてから自室に入るよう注意する。

- ・社交活動などは、現地の人々の悪口、民族・種族的問題、宗教や文化、習慣等について、現地の人々の反感を買うような発言をしないよう心がける。特に飲酒や肌を露出するような服装等、滞在国の宗教や文化により許されない行為も存在することから、前もって知識を蓄えるなど十分に注意する。

- ・鳥インフルエンザの発生かが予想される地域では、市場等感染源となるような場所に立ち入らず、生肉を食べないよう注意する。

(5) 電話

- ・選手やスタッフ等は、滞在国の大使館並びに総領事館及び最寄りの警察並びに消防署等の電話番号を自己の携帯電話又はスマートフォンに登録するなどし、緊急時に直ちに適切な機関に連絡をすることができるように備えておく。

- ・自己の知らない電話番号から着信があった場合は、相手かが名乗ってから応答するよう注意する。また「間違い電話」に対して不用意にこちらの番号を教えないよう注意する。

(6) クレジットカード

- ・外出する際、携行するクレジットカードは 1 枚か 2 枚ほどにし、必要な額以上の現金も持ち歩かないようにする。

・盗難や紛失に備え、滞在国に持っていくクレジットカードのカード情報(番号、会社名、有効期限など)やカード会社の電話番号等を控え、自宅等に保管しておくよう心がける。

・ATM を使用するときは、ビルの角や、林や森などの近くの ATM は避け、明るい場所の ATM を使うよう心がける。

3 事件・事故・災害等(以下「事件等」という。)が発生した場合の対応

①初期報告

・選手等は、事件等に遭遇した場合、自身の安全の確保が完了し次第、大使館や総領事館、警察、消防署等適切な機関に連絡を取ったうえ、責任担当者まで連絡をする。なお、責任担当者に対する連絡は、電話又はメールのいずれの方法でも良く、当該連絡に際して、連絡者の氏名、同行している選手等の氏名、事件・災害の概要、被害の程度等を可能な限り報告する。

・選手等から連絡を受けた責任担当者は、大使館や総領事館、警察、消防署等適切な機関に連絡し、選手等から報告を受けた情報を伝達する。また、その後直ちに、事務局に対しても、事件等が発生したことや被害に遭った選手等から得た情報を伝達する。

・選手等及び責任担当者は、滞在国の警察や消防職員等との間で意思疎通ができない場合には、直ちに通訳者に連絡を取るなどして適切な助力を受ける。

・大規模な事件等が発生した場合、責任担当者は、選手等に対して連絡をし、各選手等の安否を確認しなければならない。なお、安否の確認をとることができない選手等が存在した場合、責任担当者は、直ちに事務局に対してその旨を報告し、他の選手等に対し必要な指示をしたうえ、安否の確認をとるよう努力する。

②中間報告

・選手等は、発生した事件等に関する情報やケガの有無・程度、滞在場所等に関する情報を、適宜責任担当者に対して報告する。

・責任担当者は、可能な限り発生した事件等に関する情報を収集し、事務局に対して適宜報告を行う。

・事務局は、被害を受けた選手等の家族に対して、被害の規模等を考慮したうえで、必要に応じて責任担当者等から得た情報を報告する。

③確定報告

・責任担当者は、事件等の規模や被害状況等がある程度確定した段階で、発生した事件等の規模や被害状況、選手等の精神的・身体的状況等に関する最終的な調査結果を、代表理事に対して報告しなければならない。

・代表理事は、責任担当者からの最終報告の内容等に鑑みて、必要に応じて選手等の家族に対して、事件等に関する情報を開示する。

④その他の事項について

・責任担当者は、上記の対応のために必要なときは、通訳者、その他の選手等に対して、必要な対応を求めることができる。また、責任担当者から何らかの対応を求められた選手等は、自らが対応した行動の内容及び結果を責任担当者に対して報告しなければならない。

・何らかの理由により責任担当者が上記の対応をとることができない場合には、選手等に帯同する協会関係者がこれに代わって上記の対応を行うものとする。

(付則) 本マニュアルは、令和5年11月1日から施行する